

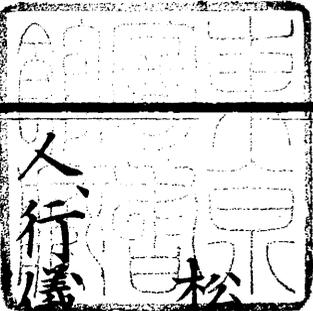
正改小學法書

中野豐記
中編輯
四



明治十八年

小學作法書卷の四



松岡明義校閲

中野豊記

中澤中編輯

人行儀を正しくせんと思ふと欲せば必ず先

づ心を正しくせよ

心正しからざる時ハ如何に作法を知りたりとも決して之を行ふ事能はず、尊長と道を同ドく行く時ハ後に従ひ

作法書

巻四

て行くべし、
夜る挑灯を、持ちたる時ハ、先きに立ち
て、道を照もべし、
人に、行き逢ひたる時ハ、左に避けて、道
を譲るべし、
他人、道を譲らば、會釋して、通るべし、
官吏、并に、知りたる人ハ、拜禮すべし、
途中にても、拜禮するときハ、必ず、帽子、

襟卷おどを、脱ぐべし、
人と、別る、時ハ、其人の前を、越ゆべか
らば、
使に行きて、歸りたる時ハ、必ず、其返事
をなまべし、
席上にて、鼻かむ時ハ、下座の方に向き、
音の、出でざる様小なすべし、
唾吐くときハ、下座の方小向き、灰吹を

とり、手にて覆ふる、
せき、くさめの出づる時ハ下座の方に
向き、紙にて、鼻と口とを、覆ふづ、
人の前を、過ぐる時ハ、會釋して、通るづ
人の後を、過ぐる時ハ、其人ハ、觸る、べ
からば、
人に觸るづき所ハ、通るづらば、

人の衣服を、踏むづらば、
人の、家ハ行き、扇を、所持せし時ハ、坐し
てハ、下に置き、起ちてハ、指をづし、
開閉おどして、音を、出さづらば、
膳を、客に進むるにハ、兩手ハ、高く持
ち出づづし、
膳を、据うるにハ、跪きて、下に置き、推し
て進むづし、

膳を下げるにハ、跪きて、少引よせ、持ち立て立つ座し、

飯汁等の替を進むるにハ、盆を両手にて持ち、跪きそをまづし、

徳利ハ、左の手に、袴を据ゑ、右の手を添つて、持ち出づべし、

酌をなすにハ、徳利の中程を、右の手にて持ち、左の手を添ゆべし、

食物ハ、勿論、盃箸などの下に落たるものハ、客ハ、進むべからば、

給仕に出づる時ハ、鼻紙を用意せし、客の前ふて、器物を扱ふにハ、最も心を用ふべし、

燭臺を出すにハ、右の手みで、さげを持ち、左の手に、臺を据ゑて、持出て、程よき所ハ、跪きて置くべし、

燼をきくるときは、跪きて、なすべし、
人の家に到りて、膳を進めらるる時ハ、
両手を着きて、受くべし、
膳を受けたる時ハ、あたまを、こたえを見
くらぶべし、

食事を、始むるにハ、先づ能く容儀を整
へ、而して、椀の蓋を取るべし、
主人の挨拶あらざるに、食事を、始むべ

からむ、

蓋ハ、膳の右ふあるものハ、右の手、左に
あるものハ、左の手ふて、取るべし、
蓋を取るにハ、飯汁、坪平と、次第まべし、
蓋を取るに、片手を、椀ふ添へ、汁など
を、覆すべし、

箸ハ、右の手ふて、取り、持ち直さべし、
飯汁を、替ふる時、又ハ、人に、挨拶する時

なごち、必ず箸を置くべし、

食器を取るにハ膳の右ハあるものハ

右の手ハ取り上げ、左ハあるものハ左

の手に取り上げて持つべし、

食むるにハ次第あり、先づ飯より喰ふ

べし、

飯を替ふるにハ椀を左の手に持ち、汁

を替ふるにハ椀を右の手に持ち、出

まぐべし、

菜ハ先づ膾より食ふべし、

焼物の首尾あるものハ裏をかへして

食ふなり、このらば

菜を取らんとし、見合すべからず、

菜より菜を食ふべからば、

湯を呑む時ハ箸を椀の中に入れて、

香物を食し、左の手に持ち、右の手を添

べて、吞むべし、
湯を受くるにハ、飯椀を、左の手に持ち
て、出まぐし、
禮の事ハ、種々あれども、畢竟人を敬ふ
為のものなれば、人ふ對して、恭敬の念
を、失ふこと勿き、

小學作法書卷の四終

K 110.11-5

版權免許

明治十六年十一月六日

明治十七年五月廿八日改題御届
全 十八年一月十日改正御届

編輯人

中野豊記

福島縣平民

新潟縣新潟區學校町通貳番丁廿四番地

全

中澤中

新潟縣士族

全縣區西大畑通貳番丁十三番地

出版人

井筒駒吉

全縣平民

全縣區古町通貳番丁三十三番地



全

目黒十郎

全

全縣古志郡長岡表四ノ丁十九番地